

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成26年度第1回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成26年8月21日(木) 19:00~21:00				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、遠藤剛之職務代理、渡邊儀一郎委員、武城順子委員、磯村智香子委員、上町正美委員、比留間康昌委員 (市事務局) 野口子ども家庭部長、野々村子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、半井児童課長、大石子ども育成課保育・幼稚園係長、嶋崎子ども育成課主事、極楽地子ども育成課主事、功刀子ども育成課主事 ●欠席者：無				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	2名
会議次第	1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 事務局自己紹介 5. 会長選出・職務代理指名 6. 諮問書の授受 7. 議事 (1)子ども・子育て支援新制度における保育料等について 8. 報告事項 (1)平成25年度保育料及び児童クラブ使用料の徴収率について (2)非婚のひとり親家庭に対するみなし寡婦控除の適用による保育料の減免について				
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 042-393-5111 (内線 3198)				
会 議 経 過					
1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 事務局自己紹介 5. 会長選出・職務代理指名 6. 諮問書の授受 7. 議事					

(1)子ども・子育て支援新制度における保育料等について

・会長

諮問内容の「子ども・子育て支援新制度における保育所・認定こども園・幼稚園等の保育料及び児童クラブ使用料」について審議するにあたって、事務局より子ども・子育て支援新制度に関する説明をお願いしたい。

・子ども育成課長

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の説明の前に、平成26年2月17日に行った平成25年度第二回保育料等審議会の内容を報告させていただく。

平成24年度25年度の2年間をかけて保育料徴収割合対国基準比率50%を目指し保育料改正を行った。平成25年度は目標には達しなかったものの50%に近い比率になり、多摩26市においても平均的な割合になったため、保育料について適正化されたこと、平成26年度においては保育料の改正を行わないことが集約された。また、平成27年度以降の保育料は新制度の内容に応じて改正する必要があるとのご意見をいただいた。

・子ども育成課長、児童課長

新制度について資料に基づき説明を行った。

・子ども育成課長

資料5は平成26年度保育料設定の状況である。対国基準比率50%を目指し保育料改正を行った結果、平成26年度にあっては対国基準比率49.25%となった。50%には届かなかったが、平成23年度は多摩26市中25位で41.9%、平成24年度45.8%、平成25年度49.1%と徐々に50%に近づいており、適正化を図ってきたことが分かる。

・会長

事務局からの説明についてご意見ご質問等あるか。

・A委員

消費税が10%になった際の増収分をもとにして新制度施行とされているが、10%にならなかった場合はどうなるのか。

・子ども育成課長

全国自治体が同じ状況であり、平成27年4月1日施行を予定して子ども・子育て会議で準備を進めている。保育園、幼稚園、認可外保育施設も施行予定として準備をしている。あくまで施行されるものとして準備しているとしか言えない。

・A委員

消費税から充てるという事が保育料の審議に馴染まないのではないかと。消費税率を上げれば保育料が減額されるということか。

・子ども育成課長

増収分は保育料だけでなく、保育園、幼稚園等の運営費の一部にも充てられる予定である。運営費は保護者からの保育料のみで賄っているわけではなく、保育料はその内の一部であり、他の部分は税金で賄っている。保育料と消費税増収分については関係性があるが、直接保育料の減額には結びつかない。今回の増収分は制度の充実に充てていくというのが国の考えである。

・A委員

3月議会で聞いたが、消費税が8%に上がったことで地方自治体では市の持ち出し分が増えたとの答弁があった。国が増収分から7,000億円支出するといっても、市の財政負担が増えるようだと困るのではないかと。国から地方交付税として来るのであれば保育・幼稚園事業へ予算を充てる余裕がなくなってしまうのではないかと。

・会長

審議会としては、財源が必要だという事は重要な事項ではあるが、それと並行して保育料等の審議を進めていくということで良いか。

・子ども家庭部次長

新制度では、第一義として子育ての責任は保護者が負うとしながらも、社会・地域とともに子育てをしていこうというコンセプトがあるため、広く国民全員が負担しやすい消費税が新たな財源となっている。A委員がご心配されている、新たな財源の7,000億円分が確保できるかについては国の問題であり、一市町村では判断できず、この会議で議題に上げるのは適さないと考える。

また、市の持ち出し分が増えた場合に保育・幼稚園事業へ充てる余裕がないのではないかとのご心配を挙げられたが、国の消費税増収分の7,000億円分は、地方交付税や地方譲与税ではなく運営費や補助金として交付されるため、間違いなく保育・幼稚園事業に充てられる。

・会長

事務局から説明があったが、今の懸案事項はこの審議会とは切り離して考えていきたい。

・A委員

了解した。子ども・子育て支援新制度の名前のとおり、今後の少子化を解消していく観点で議論に参加していきたいと思う。

・子ども家庭部長

新制度は、幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育の他、地域子ども・子育て支援事業についても、子ども・子育て支援法という同じ法律で行うことになっており、前述の東村山市子ども・子育て会議で平成25年度から話し合いが行われている。この東村山市保育料等審議会では新制度の一部である保育料、児童クラブ使用料についてご審議いただき、より良いものへと作り上げていただきたいと思います。

・子ども育成課長

資料4にあるように、国では市以上のペースで子ども・子育て会議並びに子ども・子育て会議基準検討部会を開催し議論している。利用者負担についてもすべてが決まったわけではなく、会議での意見を受けて修正を行っている段階であるので、今後変更点があれば逐次周知をしていきたい。

・会長

他に意見等あるか。

・B委員

平成26年12月にまとめるとのことだが、最終的には現在の保育料徴収基準額表と比べ、基準となる金額が所得税から所得割課税額へ、3歳未満児、3歳以上児の区別が1号認定、2号認定、3号認定へ変更し、その細分化として保育標準時間認定、保育短時間認定に区分されるということで良いか。

・子ども育成課長

概ねそのとおりである。ただし、1号認定は2号認定、3号認定と切り離して考えていただきたい。幼稚園に関しては現行と大きく変わらない見込みであり、時間認定の区分も存在しない。2号認定、3号認定については、国の決定を受け東村山市においてどのような階層区分にするか、事務局で案を作成、説明し、審議会でも議論していただきたい。国や他の自治体の状況も見ながら進めていきたい。

8. 報告事項

(1) 平成25年度保育料及び児童クラブ使用料の徴収率について

・子ども育成課長

資料 6 をご覧いただきたい。平成 25 年度の保育料徴収率は決算見込み額で 96.86%となり平成 21 年度より徐々に徴収率が向上している。平成 25 年度にあっては新たな取り組みとして、滞納者に対し平成 26 年 2 月の児童手当から特別徴収を実施し、事前に了承をいただいた上で 967,800 円を徴収した結果、前年比 0.9%徴収率が向上した。児童手当からの特別徴収は平成 26 年度も継続して実施をし、悪質な滞納者に対しては納税課と連携して対応をしていく。

- ・ 児童課長

児童クラブ使用料は月 5,500 円で、1 年間で 66,000 円となっている。保育料とは違い一律の使用料となっており、平成 13 年 4 月より現在の金額である。使用料は教材費、おやつ代、光熱水費、医薬原材料費等を根拠に定めている。平成 25 年度の徴収率は 98.6%、決算額は 59,000,000 円程度になる見込みで、保育料と同じく平成 21 年度より徴収率が徐々に向上している。

(2) 非婚のひとり親家庭に対するみなし寡婦控除の適用による保育料の減免について

- ・ 子ども育成課長

非婚のひとり親については税法上の寡婦控除が適用されないことにより、保育料等の負担が大きいため、その是正を求める動きが全国的にある。本来、税法上の取扱いの見直しを図るべき事案であるが、そういった動きが現在見られない。そのため、市としては保育料の算定にあたって非婚のひとり親に対して寡婦控除をみなし適用し、保育料負担を軽減することで非婚のひとり親家庭の自立を支援していきたいと考えている。9 月議会において、みなし寡婦控除の適用による保育料の減免規定を設ける提案を行う予定である。

- ・ 会長

報告事項に対して質問等あるか。

- ・ A 委員

滞納者の階層分布を知りたい。

- ・ 子ども育成課長

次回会議の資料として準備する。

9. その他

- ・ 会長

事務局からその他連絡事項はあるか。

- ・ 子ども育成課長

次回以降の会議については国の動向を注視しながら開催していきたい。

- ・ 会長

了解した。

<終了>